

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- ………（同）…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
- ………（同）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………八
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………九
- ………（同）…九
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……………一〇
- ………（産業労働局農林水産部水産課）…一〇
- 開発行為に関する工事完了……………三
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

告示

●東京都告示第千八百四十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社デアハウス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 岩間 泰輔
 - (三) 主たる事務所の所在地 杉並区方南二丁目十二番十四号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七六八九三号
 - (五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十七日
- 二 処分年月日 平成二十九年十二月九日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社オクトハウス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 井上 浩明
 - (三) 主たる事務所の所在地 中央区佃二丁目十八番四号鎌田ビル三〇一
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一四五号
 - (五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十七日
- 二 処分年月日 平成二十九年十二月十六日
- 三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 有限会社ネオ・トップ
 - (二) 代表者氏名 取締役 河部 新
 - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六八五五号
 - (五) 免許年月日 平成二十六年七月二十五日
- 二 処分年月日 平成二十九年十二月十三日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第千八百五十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき新橋田村町地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

- 新橋田村町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十九年十二月二十六日から平成三十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区西新橋一丁目地内

四 事務所の所在地

港区西新橋一丁目十三番一号

五 設立認可の年月日

平成二十九年十二月二十六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十年一月二十四日

●東京都告示第千八百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

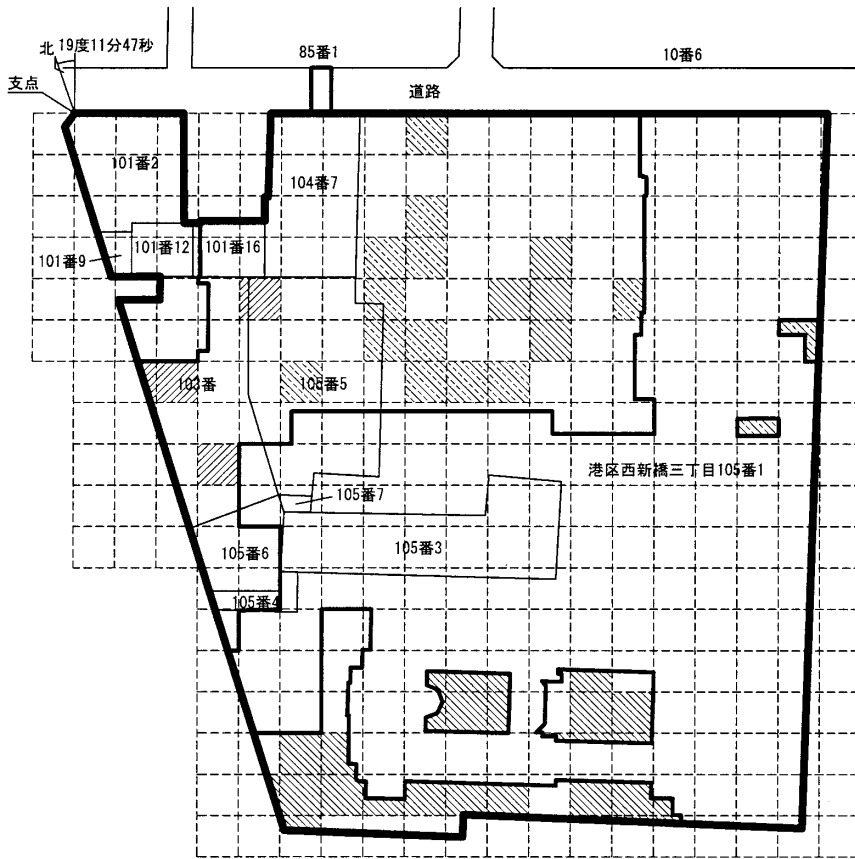
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区西新橋三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- - - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象範囲
 - : 敷地境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1449号により指定した区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第819号により指定した区域)

【支店】
支店は、港区西新橋三丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(19度11分47秒)】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十二号

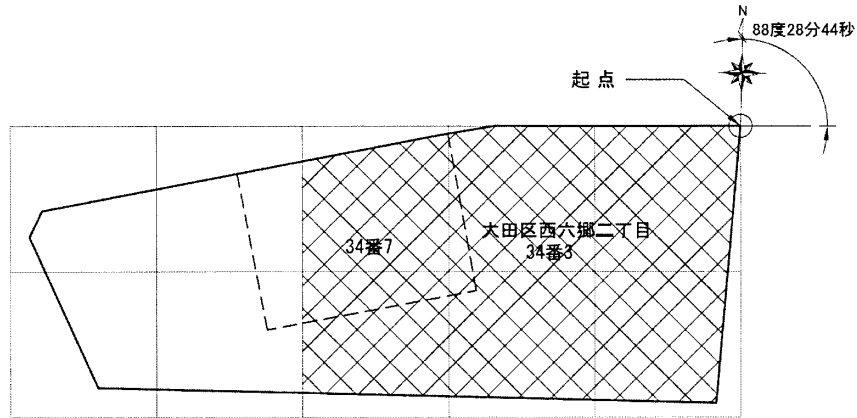
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
- 単街区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起 点】

起点は、大田区西六郷二丁目34番3の最北端とする。

【格子の回転角度(88度28分44秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

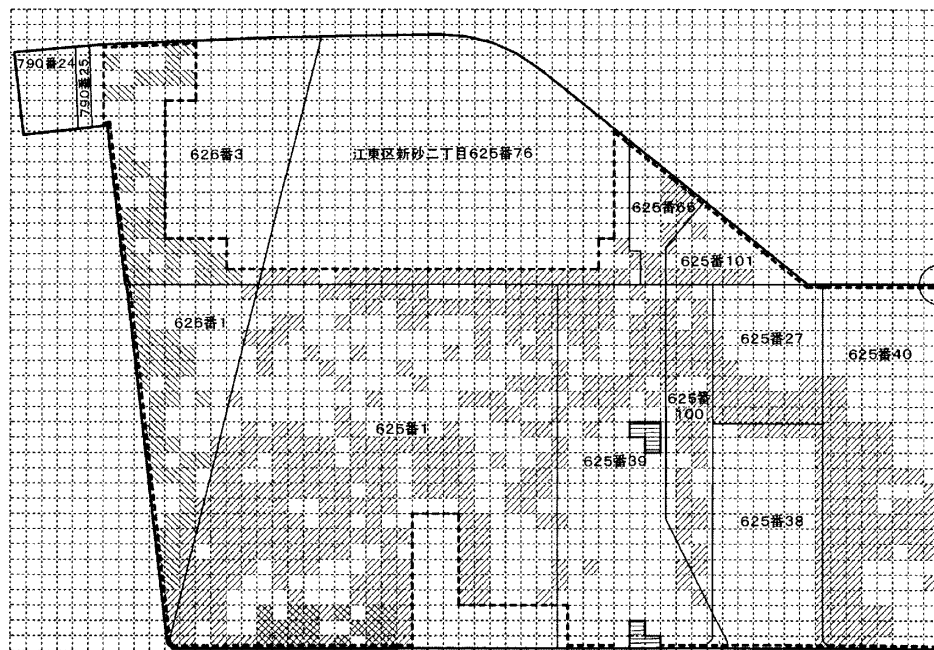
平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- ☐ 形質変更所要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更所要届出区域 (平成28年東京都告示第975号により指定した区域)
- ▧ 形質変更所要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域)
- ▩ 形質変更所要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域のうち、規則第58条第4項第11号に該当する区域)

【支点】
 支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

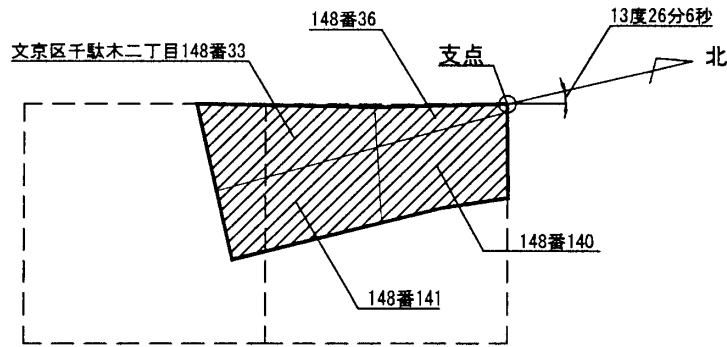
●東京都告示第千八百五十四号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(文京区千駄木二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨▨▨▨ : 要措置区域

【支点】

支点は、文京区千駄木二丁目148番36の最北端とする。

【格子の回転角度(13度26分6秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二百一十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

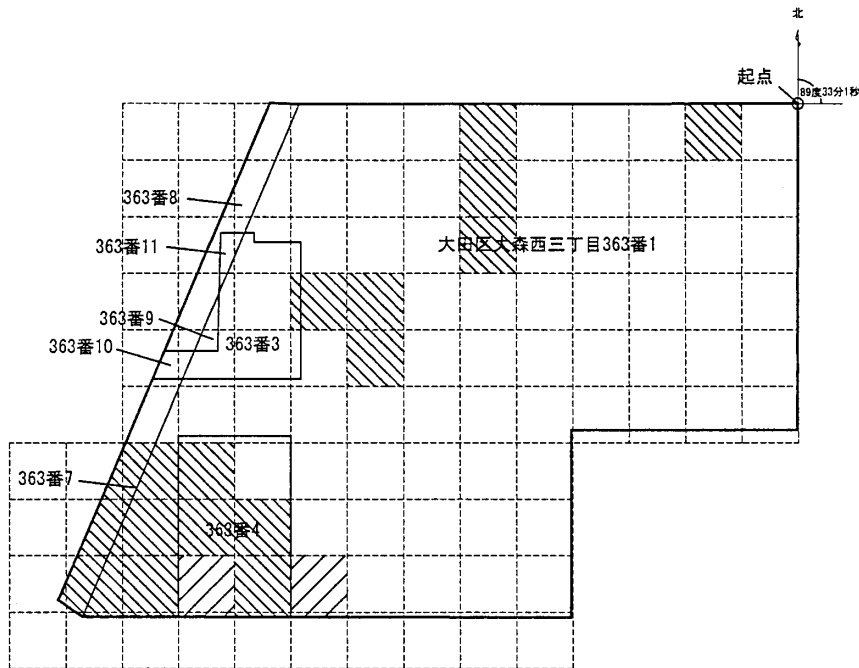
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森西三丁目地内)



二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

<起点>
 起点は、大田区大森西三丁目363番1の最北端とする。

<格子の回転角度：89度33分1秒>
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千六百六十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

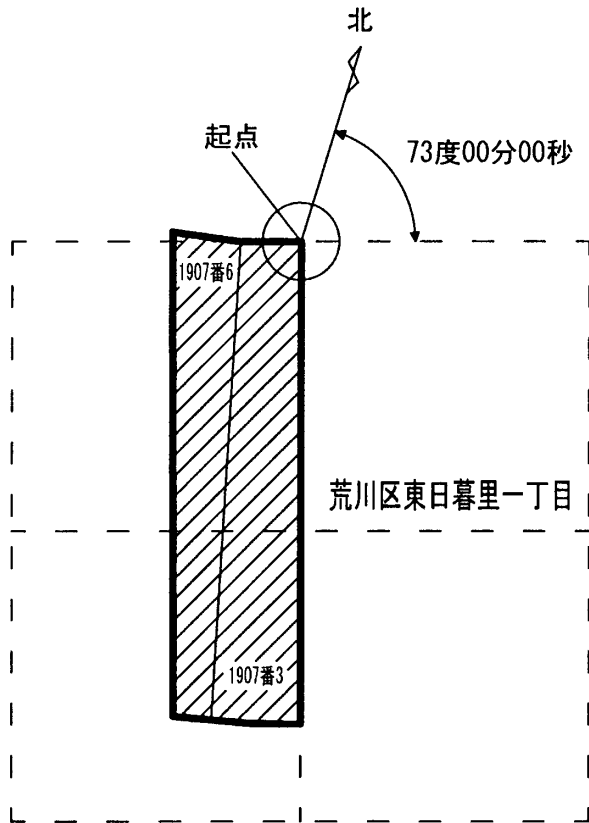
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区東日暮里一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、荒川区東日暮里一丁目
1907番3の最北端とする。

【格子の回転角度（73度00分00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十七号

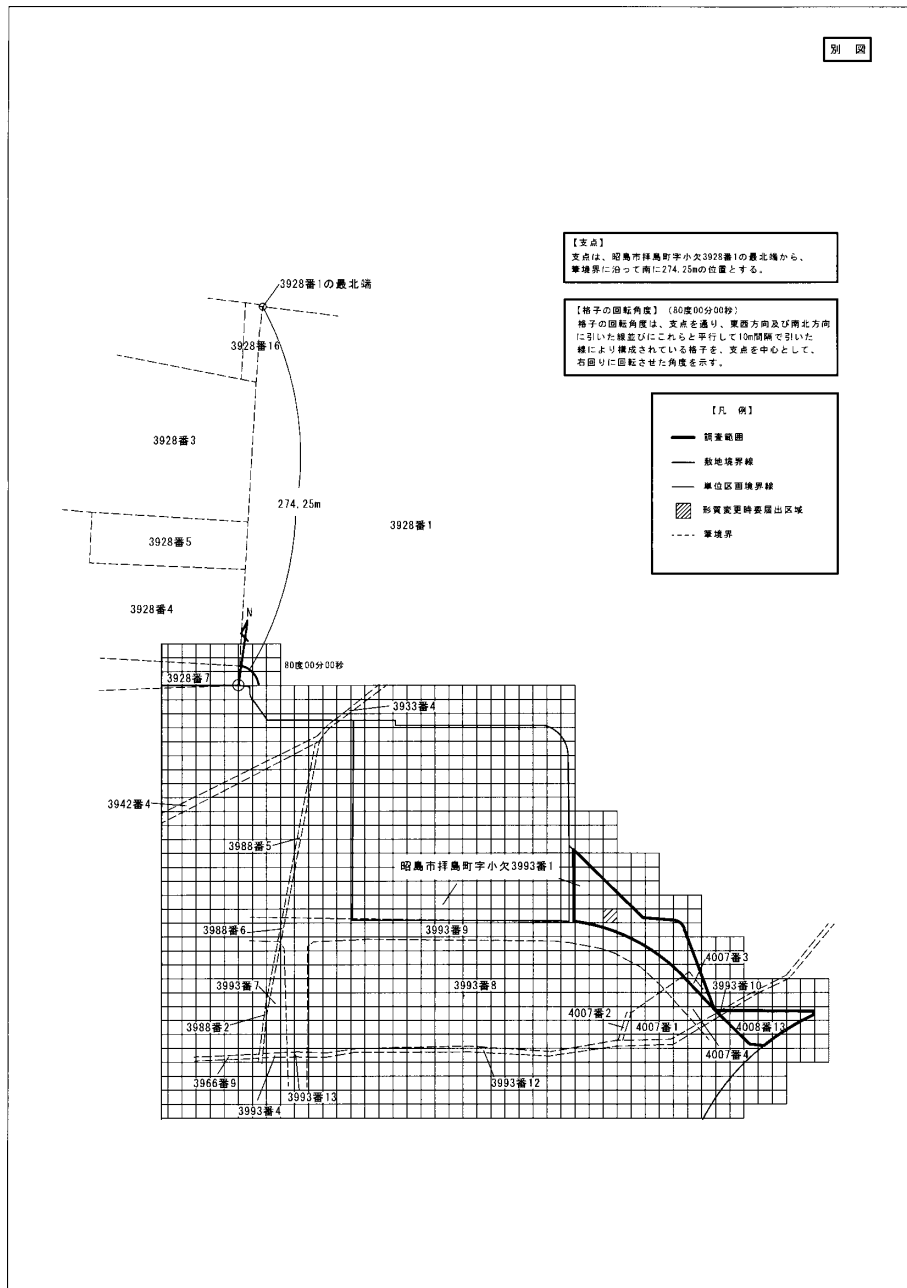
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市拜島町字小欠地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千八百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

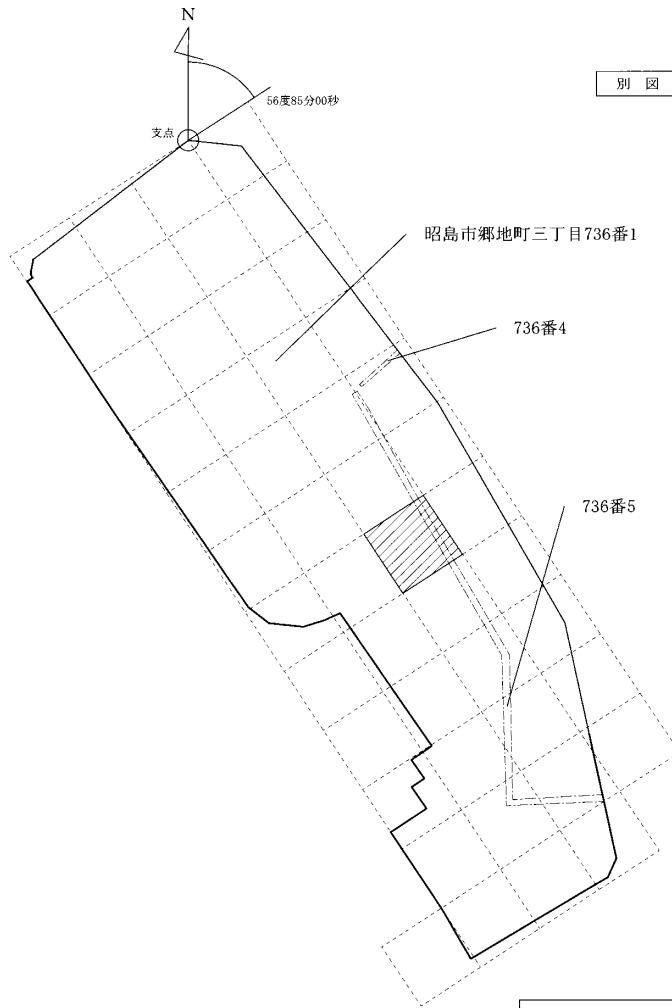
平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市郷地町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

【支点】
 支点は、調査対象地（昭島市郷地町三丁目736番1）の最北端とする。

【凡例】
 - - - 単位区画
 - - - 筆境界
 ——— 調査対象地
 ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度（56度55分00秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十八年十二月二十二日東京都告示第二千四十一号）の全部を平成三十年一月一日付で次のように変更するので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、次のように公表する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 東京都の沿岸漁業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を漁場とする島しょ漁業と東京湾を漁場とする内湾漁業から形成されている。
漁業就業者数は972人で、生産量3,189トン、生産額35億円の漁獲実績となっているが、生産の主力は島しょ漁業である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備のため埋立てが進められ、さらに、大型船の航行等により漁場は狭められ、過密化し、漁業を取り巻く諸条件は必ずしも良くない。しかし、近年水質環境は改善され、水産資源も回復しつつあり、自由漁業による生産が行われている。

一方、島しょ地域は、外海孤立型の離島であるため、地形の険しさや季節風等自然条件が厳しいものの、漁業は各島の基幹産業となっており、地域活性化の鍵を大きく握っている。

このように沿岸漁業は、島しょ地域の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割も担っている。

したがって、今後ともこの海域での持続的生産を図るためには、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 東京都の海域は、内湾・伊豆諸島・小笠原諸島海域と広大である。特に伊豆諸島海域は、黒潮の流路に当たることから多種の魚介類が生息し、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成しており、これらの漁業者にとっては非常に重要な漁場となっている。

我が国周辺海域における海洋生物資源の水準は、全体としては、おおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるなか、東京都の海域における海洋生物資源は低水準、減少傾向にあるものが多い。

(3) このようことから、東京都としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理措置を講じてきたところである。この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、内湾を含めた東京都の海域における海洋生物資源の保存及び造成を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、東京都の重要な海洋生物資源については、従来から資源状況の把握に努め、その結果に基づき資源管理措置を行ってきたところである。特に、今後は資源の減少が大きいと認められる資源、東京都の漁業上重要な資源等について、より適切な資源の保存管理を図り、具体的な管理方策を検討するため、たかべ・いさき等についての資源調査の充実に努めることとする。

(5) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源及び第1種指定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(6) 第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量の数量管理及び今後予定している第1種指定海洋生物資源の漁獲可能量の決定と管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く状況・環境等について、より詳細な科学的知見が必要である。このため、国及び関係県との連携を保ちながら、資源調査・研究体制の充実強化を図るとともに、管理体制の整備を図ることとする。また、資源管理の充実に努めるため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(7) 特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源を含め、全ての海洋生物資源について、その保存及び管理に向けた資源管理型漁業を推進していくこととする。

(8) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(9) 東京都における漁獲可能量制度においては、他県入漁船の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について東京都に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成29年及び平成30年の知事管理量は、以下のとおりである。

【まさば及びごまさば】	
平成29年(平成29年7月から平成30年6月まで)	21,000トン
平成30年(平成30年7月から平成31年6月まで)	注1
(注1) 平成30年まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。	

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別の数量は定めがない。
また、過去の実績があるものの、資源に対する圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

【まさば及びごまさば】	
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業	
平成29年(平成29年7月から平成30年6月まで)	20,950トン
平成30年(平成30年7月から平成31年6月まで)	注2
(注2) 平成30年まさば及びごまさばの数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。	

4 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まさば及びごまさば】
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、まさば及びごまさばを漁獲するその他の漁業を含め、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状程度として従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うものとし、この結果、漁獲実績が東京都に定められた数量を超えないよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(3) 東京都の重要な海洋生物資源のうちはまとびうおについては、特に資源の減少が大きいと認められるため、次のとおり資源管理を実施する。

① 資源の動向

はまとびうおは、かつて伊豆諸島を代表する漁獲対象魚種であり、主としてとびうお流し刺し網漁業により漁獲されている。昭和30年から昭和58年までの間、約8百万尾を最高として平均年3百万尾程度の漁獲を続けてきた。その後海況の変動や過度な漁獲の影響等により、昭和59年以降漁獲量は激減し、平成4年から平成29年までの年平均漁獲量は約41万尾となっている。

しかし、ここ数年は徐々にではあるが漁獲量が増加しており、資源の回復傾向が見られる。

② この資源管理措置の目的

東京都の漁業生産は、主に2月から5月頃にかけて操業されるかつおを対象にしたひき縄漁業に依存する割合が高く、かつおの好不漁によって漁業経営が大きく左右される漁家が多い。

一方、とびうお流し刺し網漁業は、かつおを対象としたひき縄漁業とほぼ同時期に操業されている。そのため、とびうお流し刺し網漁業の生産性の向上及び安定を図り、これらの漁業の兼業等を促進することによって、かつおの好不漁に左右されにくい漁業経営への誘導が可能であると考えられる。

しかし、低水準にある資源を制限なく漁獲したのでは、再び資源の枯渇を招きかねないため、資源の回復及び持続的生産が可能な範囲内での漁獲を行う必要がある。

これらのことから、はまとびうお資源が回復の傾向を示す今、持続的生産の実現と漁業経営の安定を目的として、当面の間、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量制度として実施し、その円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理制度に移行するものとする。

③ 漁獲の最高限度数量目標

ア はまとびうお資源について最大持続生産量を実現することができる水準に維持又は回復することを目的として、漁獲の最高限度数量目標（以下「数量目標」という。）を掲げることとする。

イ 数量目標は、はまとびうおの資源状況を基礎とし、はまとびうおに係る漁業経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

ウ 平成30年1月から同年12月までののはまとびうおの数量目標は、72万尾とする。

なお、採捕の種類別、海域別及び期間別の数量は定めない。

④ 数量目標に関し実施する施策

ア 主としてはまとびうおを漁獲するとびうお流し刺し網漁業については、漁獲努力量と資源量の均衡を保つため、漁業の許可及び起業の認可方針（以下「許認可方針」という。）を定め、許可等をする漁船数の最高限度（以下「許可等の最高限度」という。）等を定める。

イ 許可等の最高限度は、数量目標の達成に資するよう定めるものとする。

ウ 漁獲数量の報告については、とびうお流し刺し網漁業の許認可方針で定めるところとする。

エ はまとびうおの資源状況を正確に把握するため、とびうお流し刺し網漁業を営む漁業者以外の漁業者に対しても、はまとびうおを漁獲した場合は、その数量の報告について協力を求めるものとする。

オ この資源管理措置を円滑に運営するため、東京都は関係漁業者及び団体に対して協力を求めるものとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年十二月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市押立町四丁目十二番五
から同番八まで
西東京市北原町三丁目二番
二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

東村山市恩多町一丁目二十九
番七、同番九及び同番六十七
から同番六十九まで
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

府中市浅間町二丁目十二番一、
同番五の一部及び同番十七並
びに同番二十八、同番二十九、
同番三十一及び同番五十一の
各一部
世田谷区北沢五丁目十三番
七号フェアロージュ北沢三
〇三
菊池 武彦

東村山市多摩湖町三丁目一番
六十二
新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。